

平成 20 年 9 月 30 日

学校適正配置の検討経緯について（概要）

1 学校適正配置を進める理由

児童生徒数が著しく少ないことや多いことで生じる教育指導上および学校運営上の課題や老朽化した校舎の改築の必要性に対応し、学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえたうえで、学校の適正配置を進める必要がある。

2 経緯

(1) 区立小・中学校における適正規模の制定（平成 16 年 3 月）

教育委員会では、平成 15 年 12 月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、平成 16 年 3 月、小・中学校の適正規模について、次のとおり定めた。

- | | | |
|-------------------------------------|--------|----------|
| ①小学校 | 1 校あたり | 12～18 学級 |
| （ただし、学級規模状況を勘案し、19～24 学級までは許容範囲とする） | | |
| ②中学校 | 1 校あたり | 11～18 学級 |

(2) 区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針の策定

（平成 17 年 4 月）

教育委員会では、平成 16 年 9 月に「適正配置検討委員会」を設置し、平成 17 年 4 月、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定した。過小規模校および過大規模校の対応について、次のとおり定めた。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ①過小規模校 | 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。 |
| ②過大規模校 | 通学区域の変更により、適正規模の確保に努める。 |

(3) 区立学校適正配置第一次実施計画の策定（平成 20 年 2 月）

適正配置基本方針に基づく区立学校の適正配置を進めるため、平成 19～23 年度を計画期間とした第一次実施計画を平成 20 年 2 月に策定した。

① 統合対象校など

児童数や学級数の減少が著しく、単学級（1 学年あたり 1 学級）も多く存在する光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成 22 年 4 月に光が丘地区の小学校 8 校を 4 校に統合する。

【統合対象校と統合の組み合わせ】

※下線をつけた学校が統合新校の位置

- ・ 光が丘第一小学校と光が丘第二小学校
- ・ 光が丘第三小学校と光が丘第四小学校
- ・ 光が丘第五小学校と光が丘第六小学校
- ・ 光が丘第七小学校と田柄第三小学校

② 当計画を進めるにあたっての主な取り組み

統合対象校の関係者で統合準備会を設置し、統合に向けた課題について協議を進めることや、学識経験者や区民を交えた検討会議等を通じて、統合後の跡施設の活用策を検討していくことなどについて定めた。

【統合準備会の設置（平成 20 年 5 月）】

統合新校の開校に向けた課題について協議するため、平成 20 年 5 月、統合の組み合わせごとに統合準備会を設置した。

統合準備会は、統合対象校の校長、保護者や地域の代表、青少年委員等で構成されており、統合新校の校名・校歌・校章、交流活動、通学路の安全確保、学校指定用品、歴史の保存、校舎の改修などについて協議を行い、統合に向けた準備を進めている。